

令和4年度 福井県医師確保修学資金のご案内

福井県では、福井大学と連携して地域医療を担う医師を確保するため、福井大学医学部医学科推薦入試（福井健康推進枠）による入学者であり、将来福井県で地域医療に従事することを確約できる方に対して修学資金を貸与します。

「福井健康推進枠」による入学者にはこの修学資金が貸与され、卒業後は福井県内の指定医療機関において9年間勤務することとなります。

なお、当該推薦枠は、卒業後、県内において地域医療に従事する方を対象としております。医師として県内の地域医療に貢献することが県民からも大きく期待されています。

1 修学資金の内容

- (1) 名 称 福井県医師確保修学資金
- (2) 対 象 者 福井大学医学部医学科推薦入試（福井健康推進枠）に合格し、入学した者

◆ 福井健康推進枠の出願資格及び推薦要件

(令和4年度福井大学入学者選抜要項から抜粋)

本学が指定する令和4年度大学入学共通テストの教科・科目を受験する者で、次の要件に該当し、出身学校長が責任をもって推薦できる者で、合格した場合は入学することを確約できる者

- 1.『福井県内』の高等学校若しくは中等教育学校を令和4年3月に卒業見込みの者又は令和3年3月以降に卒業した者
 - 2.『福井県以外』の高等学校若しくは中等教育学校を令和4年3月に卒業見込みの者又は令和3年3月以降に卒業した者のうち、保護者が平成31年4月1日時点（それ以前も含む）から出願時までの全期間に、福井県内に在住している者
 - 3.『福井県以外』の高等学校若しくは中等教育学校を令和4年3月に卒業見込みの者又は令和3年3月以降に卒業した者
- 1.2.3.いずれとも下記「全国枠」(1)～(4)の条件を満たし、かつ、医師免許を取得し、福井県内において卒後臨床研修を終えた後、引き続き福井県内において地域医療に従事する強い意志を有する者であって、その意志を記載した書面（奨学金受給意向調査書）を福井県に対して提出した者

※上記、福井健康推進枠 3.の出願資格により合格できる者は福井県からの奨学金貸与の関係上、5名を上限とする。

(「全国枠」(1)～(4))

- (1) 高等学校又は中等教育学校における学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに優秀かつ健康である者
- (2) 本学志願の動機が明確であり、将来医師及び医学研究者として、地域医療や医学の進展に貢献する意欲が旺盛な者
- (3) スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した高等学校又は中等教育学校生活を送っている者
- (4) 高等学校又は中等教育学校において、物理、化学、生物（理数科にあつては、理数物理、理数化学、理数生物）のうち2科目以上履修した（見込みを含む）者

※ 福井健康推進枠の出願に当たっては、事前に「奨学金受給意向調査書」を福井県に提出する必要があります。詳しくは2の「修学資金の貸与までの手続の流れ」をご覧ください。

※ 福井県医師確保修学資金は福井健康推進枠入学者全員に貸与されます。また、原則として奨学金貸与を辞退することはできません。

- (3) 貸与人数 10人
 (4) 貸与期間 6年以内
 (5) 貸与額 6年間合計 10,796,800円

福井大学における入学料282,000円と毎年の授業料535,800円に、入学時の費用として10万円、生活費として月10万円を加えた額になっています。

- (6) 貸与時期 毎年度5月および10月
- | | | |
|------------|-----|------------|
| 第1年次 | 5月 | 1,249,900円 |
| | 10月 | 867,900円 |
| 第2年次から第6年次 | 5月 | 867,900円 |
| | 10月 | 867,900円 |

- (7) 保証人 2人

(8) 修学資金の返還が免除される場合

次のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還が免除されます。

イ 次のいずれにも該当するとき。

- ① 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許を取得した後直ちに県内の臨床研修病院で臨床研修を受けること。
- ③ 臨床研修を修了した後引き続き指定医療機関において医師として勤務し、臨床研修を受けた期間と指定医療機関で勤務した期間とを合計した期間が9年に達すること。(臨床研修を除く7年間のうち少なくとも3年間は嶺南地域等の医療機関での勤務が必要です)

ロ 業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

指定医療機関

- ◆ 県立の医療機関 (県立病院、すこやかシルバー病院、こども療育センター)
- ◆ 市町立の医療機関 (市立三国病院、公立丹南病院、織田病院、市立敦賀病院、レイクヒルズ美方病院、公立小浜病院、市町立の診療所)
- ◆ 福井大学医学部附属病院
- ◆ 国立病院機構 敦賀医療センター、あわら病院
- ◆ 福井勝山総合病院、若狭高浜病院、福井愛育病院
- ◆ その他特に医師確保が必要な医療機関として知事が定めるもの

(9) 修学資金を返還しなければならない場合

大学を退学したとき、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき、死亡したとき等においては、修学資金の貸与が取り消されます。

この場合、貸与を受けた修学資金の額と、貸与期間が終了した日までの利息(年10%)の額との合計額を、一括して返還しなければなりません。

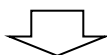
なお、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その間修学資金の返還の猶予を受けることができます。

2 修学資金の貸与までの手続の流れ

医師確保修学資金は、福井大学医学部医学科推薦入試（福井健康推進枠）に合格し、入学した方に貸与されます。貸与までの手続は次のとおりです。

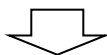
「奨学金受給意向調査書」の受付期間
令和3年11月19日（金）～12月3日（金）
12月1日（水）当日消印有効

- ・福井大学医学部医学科推薦入試（福井健康推進枠）に出願される方は、「奨学金受給意向調査書」を福井県に提出することが必要です。用紙は学生募集要項に同封されています。
- ・「奨学金受給意向調査書」を提出された方には、福井県から「奨学金受給意向調査書受理証」を送付します。12月10日（金）までに到着しないときは、福井県健康福祉部地域医療課まで問い合わせてください。

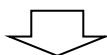


福井大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱの出願期間
令和3年12月13日（月）～17日（金）

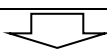
- ・福井健康推進枠の出願の際には、福井県から送付された「奨学金受給意向調査書受理証」を添付してください。



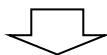
大学入学共通テスト
令和4年1月15日（土）～16日（日）



最終選考日
令和4年2月12日（土）



最終選考合格者発表
令和4年2月15日（火）



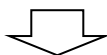
4年4月

福井大学医学部医学科に入学

県に「医師確保修学資金貸与申請書」を提出

県から「医師確保修学資金貸与決定通知書」を受け取った後、貸与契約を締結

5月



修学資金の第1回目の貸与を受ける

※福井健康推進枠の入学選抜については、福井大学の学生募集要項を必ず確認してください。

3 修学資金に関する問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部地域医療課 医療人材確保グループ

TEL 0776-20-0345 FAX 0776-20-0642